

はこだて療育・自立支援センター診療所についてのご案内

はこだて療育・自立支援センター診療所では、発達に関する診療を行っております。
診療には、2つの形式があります。

① 診断外来

発達の遅れや偏りに関して、医学的な評価や診断を行います。発達・知能検査（他の医療機関で受けていただきます）や診察によって、発達段階（遅れの程度）や得手不得手を見極め、必要に応じて医学的な診断（診断名としては自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、精神発達遅滞、運動発達遅滞など）を行います。その後、定期的（または随時の）診察を受けていただけます。必要に応じてお薬もお出しします。なお、ほかの医療機関ですでに診断を受けていらっしゃる方はご遠慮ください。

② リハビリテーション外来

コミュニケーション（ことば）、運動、遊び方、日常生活能力の遅れまたは偏りなどに対して、個別のリハビリテーションを行います。専門のスタッフ（言語聴覚療法士、作業療法士）が、おおむね月に1回40分程度、お子さんと1対1で発達を促すセラピーを行うとともに、日常生活での工夫などを保護者に助言します。言語聴覚療法と作業療法の両方を受けていただくことも可能です。原則として、小学校就学までを受けていただけます。リハビリは医療行為ですので、医師が必要と判断した場合に行われます。まず医師の診察を受けていただく必要があります。その後も、おおむね3ヵ月ごとに医師の診察を受けていただきます。リハビリの終了に伴って、診察も終了となります。なお、他の医療機関ですでにリハビリテーションを受けていらっしゃる方はご遠慮ください。

※リハビリテーション外来では、医学的な診断や、発達検査・知能検査は行いません。

診察のご希望や診察内容に関するお問い合わせは、お電話にてご連絡ください。

令和7年 2月28日

はこだて療育・自立支援センター診療所
0138-36-0500